

佐伯中央介護医療院運営規程

(事業の目的)

第1条 佐伯中央介護医療院(以下「施設」という。)において行う介護医療院サービスの事業(以下「事業」という。)は、要介護状態にある高齢者に対し、適切な介護医療院サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 施設は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他の必要な医療を行う。

2 入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立ってサービスの提供を行う。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村・地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図るものとする。

(施設の名称及び所在地)

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 佐伯中央介護医療院

(2) 所在地 廿日市市津田字沖横矢4180番

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 施設に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

(1) 医 師 2名以上

医師として入所者の病状に応じて妥当適切に診療を行うものとする。

(2) 薬剤師 1名以上

薬剤師は、施薬、処方及び服薬指導を行う。

(3) 管理栄養士 1名以上

管理栄養士は、栄養管理業務を行う。

(4) 看護職員 10名以上

看護職員は、療養棟において看護の提供に当たる。

(5) 介護職員 12名以上

介護職員は、療養棟において介護の提供に当たる。

(6) 理学療法士 5名以上

理学療法士は、機能訓練の提供に当たる。

(7) 介護支援専門員 1名以上

介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に関する業務に当たる。

(入所者の定員)

第5条 入所者の定員は、次のとおりとする。

定員 60名 (I型療養床のみ)

(入所者に対する介護医療院施設サービスの内容)

第6条 入所者に対する介護医療院サービスの内容は、次のとおりとする。

(1) 療養上の管理

(2) 看護

(3) 医学的管理の下における介護その他の世話

(4) 機能訓練その他の必要な医療

(利用料その他の費用の額)

第7条 介護医療院サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該介護医療院サービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。一部、平成27年8月1日より一定以上の所得の方は2割負担、平成30年8月1日からは3割負担となります。

2 前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる費用の支払いを入所者から受けることが出来る。なお、居住費及び食費については、介護保険負担限度額の認定を受けている入所者の場合、その認定書に記載された金額を1日あたりの金額とする。

1. 居住費 多床室 437 円
従来型個室 1,728 円
2. 食費 1,545 円／日
3. その他 日常生活においても、通常必要となるものに係る費用であって入院患者に負担させる事が、適当と認められるものについては実費負担とする。
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、入所者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第8条 利用者は、サービス利用に当たって、次の事項に留意するものとする。

他の利用者の迷惑になる行為をしないこと。

- (1) 立入禁止場所(ナースステーション・リネン庫・処置室等)に入らないこと。
- (2) 無断外出・外泊はしないこと。
- (3) 飲酒は絶対に慎むこと。
- (4) 改正健康増進法の施行に伴い、敷地内禁煙となっている。
- (5) 非常時はエレベーターを使用しないこと。

(非常災害対策)

第9条 施設は、消防計画等の防災計画に基づき、年2回以上、避難・救出訓練を行う。

2 有事の際には、事業継続計画に沿って対策を講じる。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第10条 施設は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止の為の対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従事者に周知徹底を行う。
 - (2) 虐待防止の指針を整備し必要に応じて見直しを行う。
 - (3) 従事者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
 - (4) 上記措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 施設は、虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第11条 施設は、従業員の質的向上を図る為、次のような研修の機会を設けるものとし、また業務体制を整備する。

- | (1)採用時研修 | 採用時 |
|--------------------|-----------|
| (2)虐待防止に関する研修 | 年 2 回、採用時 |
| (3)権利擁護に関する研修 | 年 1 回、採用時 |
| (4)認知症ケアに関する研修 | 年 1 回、採用時 |
| (5)事業継続計画に関する研修、訓練 | 年 2 回、採用時 |
| (6)身体拘束に関する研修 | 年 2 回、採用時 |
| (7)事故発生防止に関する研修 | 年 2 回、採用時 |
| (8)感染対策に関する研修 | 年 2 回、採用時 |
| (9)その他の研修 | |

- 2 従業者は、職務上知り得た秘密を保持する。これは、退職後も同様とする。
- 3 介護医療院は、介護医療院サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。又、緊急やむを得ない場合に、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 4 食事については、管理栄養士をはじめとして、医師、看護師等によって栄養管理を行う。
- 5 医師の宿直を行う。

附則

この規程は 令和 4年 4月 1日から 施行する。

令和6年4月1日 改定

令和8年8月1日 改定